

タスクフォースについて

平成 28 年 10 月 6 日

規制改革推進会議決定

1. タスクフォースの設置

本会議で取り上げる案件のうち、本会議での議論の前に専門的検討を行った方が望ましい課題について、必要に応じ、タスクフォースを置き、議長は委員の中から主査を指名する。

2. 構成

タスクフォースの構成員は、議長、議長代理、主査のほか、議長の指名する委員とする。

3. 議題

タスクフォースで取り上げる議題については、本会議で決定する。

4. 運営

タスクフォースの運営はWGの運営に準ずるものとし、会合の開催については、議長と主査が協議の上、進める。